

区民の声の公表（令和3年12月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
危険な遊歩道	<p>小田急線東北沢駅より下北沢までの小田急線上遊歩道は高齢者、ベビーカー等様々な歩行者が自動車事故の心配無く利用出来る近隣では唯一の遊歩道ですが、最近では自転車利用が多く、しかも残念ながら速度を落す事も殆ど有りません。大きな事故が起きる前に、降車して押して歩いてもらう等の指導は出来ないものでしょうか。</p> <p>ご検討よろしくお願いします。</p>	<p>小田急線上部の通路につきましては、小田急線の線路跡地を活用した駅間をつなぐ動線として、歩行者・自転車利用者、ベビーカーや車いす利用者等の多くの方々の通行を目的に整備しました。</p> <p>通路を利用する自転車利用者に対しては、スピード抑制や一時停止を促すために、通路出入口にガードパイプを設置すると共に、注意喚起に向けた掲示等を行ってきましたが、ご指摘のあった通路を含め下北沢駅周辺では、歩行者等が危険と感じるスピードで通行する自転車利用者が見られることから、まちの課題として地元町会や商店街等、地域の方々とも連携し、マナー向上に向けた啓発等の取り組みを検討しているところです。</p> <p>区では引き続き、自転車利用者や歩行者等が安全に共存できる街づくりに取り組んでいきます。</p>	北沢総合支所 拠点整備担当課	<p>電話 03-5478-8012</p> <p>ファクシミリ 03-5478-8019</p>	令和3年12月1日	
放置自転車の取り締まり方法を変更して欲しい	<p>奥沢駅周辺の放置自転車の取り締まりは朝だけでなく日中にも行われています。今日も3時頃に行っていました。</p> <p>この時間帯は、お年寄りの買い物や子持ちの人（前後に子供を乗せる自転車）の買い物の時間帯です。</p> <p>この人達の自転車を収容してしまうのはおかしいと思います。</p> <p>数か月前、スーパーマーケット前で収容しているのを、係の人に「止めろ」と言いましたが、「私に言われても困る」と言っていました。まさしく買い物をしている人の自転車です。</p> <p>放置してある自転車を取り締まるのであれば、朝、商店が開く前までにすべきではないですか。</p> <p>もう一つ、取り締まりをするのであれば、借地をしてまでも、世田谷区が駐輪場を作るべきだと思います。</p> <p>それが出来ないのであれば、区民税を支払っている善良な区民の買い物をしている自転車（中には図書館）を収容しないでほしい。</p> <p>私は放置自転車は良くない事でありそれを取り締まる事は理解します。</p> <p>しかし、買い物、区民会館、病院等に行っている人の自転車を収容することには反対です。</p> <p>お年寄り、子持ちの人の自転車を収容は理解できません。この考え方は多くいると思います。</p>	<p>最初に、「自転車の放置」の定義についてですが、国の法律や区の条例において「自転車等の利用者又は所有者が、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態」におくこととされています。そのため道路上の駐輪は場所や理由、時間の長短に関係なく、自転車をすぐに動かせない状態になった時点で放置とみなし、撤去しています。</p> <p>また、放置自転車は、車椅子やベビーカーなどの通行の妨げとなるだけでなく、非常時や災害時における救出活動に支障をきたすなど、様々な弊害があります。このため区では、奥沢駅を含む区内36駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、定期的に放置自転車の撤去を実施しています。</p> <p>区としては、自転車利用者の利用状況だけでなく、歩行者や障害のある方、自転車を置かれて困っている方々の視点から、撤去活動を実施しています。たとえわずかな時間の買い物のためであっても、放置自転車があふれていることで緊急車両の通行に支障をきたす可能性もあります。また、放置自転車があることで新たな放置自転車を招くことにもつながります。このような状況を少しでも緩和するために、放置自転車の撤去活動が必要と考えています。こうした活動についてご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、「駐輪場の整備」については、区も努力を続けるとともに、一定規模以上の商業施設等を建築する場合は、建築主に駐輪場の設置をお願いしています。しかし、すべての自転車の駐輪需要を満たすだけの駐輪場の確保は大変難しい問題です。</p> <p>自転車は手軽で便利な乗り物である一方で、ルールやマナーが軽視されがちであるため、安全にご利用いただくためには利用者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。</p> <p>駐輪場のない施設を利用する際は、自転車利用を優先するのではなく、徒歩で用事を済ますことができないか、などのように、この機会にご一考いただければ幸いです。</p> <p>以上の理由についてぜひともご賢察いただくとともに、区民の皆さんが住みやすいまちづくりの推進にご協力いただけますようお願いいたします。</p>	土木部 交通安全自転車課	<p>電話 03-6432-7968</p> <p>ファクシミリ 03-6432-7996</p>	令和3年12月7日	
10万円給付について	<p>政府の見解で所得制限があるのは承知しています。</p> <p>所得が低いご家庭（子ども）は優遇しますが、所得の高い家庭（子ども）は何の支援もしません。というのは不平等すぎます。</p> <p>子どもに対する支援に、親の所得を対象にすることに納得できません。</p> <p>「あなたの親はある程度収入があるので支援はいっさいしません」と子どもに言えますか？</p> <p>所得制限を設けない自治体もあります。</p> <p>子育て世代を支援というのなら、世田谷区も所得制限を設けず、すべての子供に支援をして下さい。</p>	<p>今回の子育て世帯等への臨時特別給付金は、子どもたちの未来を力強く支援するという観点から、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を特に強く受けたと思われる世帯を対象としたもので、そのような観点から国において一定の基準が設けられたものです。</p> <p>この臨時特別給付金について、区において国で示された基準外の給付を行う場合は、区独自の財源による支出を要しますが、限りある財源の中では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人に対し、子育て世帯に限らず幅広く支援策を講じる必要があります。</p> <p>今回の給付金について、所得限度額以上の方への区独自の給付を行う予定はありませんが、子育て世帯への支援の重要性そのものは認識しています。</p>	保健福祉政策部 臨時特別給付担当課	<p>電話 03-5432-2950</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3043</p>	令和3年12月13日	
インターネットやメールでの手続きについて	<p>税や年金等の手続きなどを、予定の空いている平日に行わなければならないと思っいても、つい忘れてしまうことがあります。</p> <p>その一方で、夜間は予定が空いていることが多いが、窓口での手続きや電話での相談等ができません。</p> <p>夜間でも可能な、インターネットでの申し込みや振り込み、メールでの受付や相談等が出来るようになってほしい。</p>	<p>区民の方とのメールの直接のやり取りは、個人情報保護条例の制限や、区民の皆さんと送受信する情報（データ）の安全確保の観点から、残念ながら現状では行っていません。</p> <p>インターネットによる区への問い合わせは、暗号化等の安全管理対策が困難な電子メールの使用ではなく、WEBフォームによる暗号化通信により情報を送信いただく、区ホームページの「せたがやコールお問い合わせ入力画面」や「区長へのメール（区政へのご意見）」のWEBフォームをご利用ください。</p> <p>そのほか、イベントや講座等については、インターネットを利用して申し込みができる電子申請の取り組みも行っています。</p> <p>また、国民健康保険料や介護保険料においてはスマートフォンアプリを活用した電子マネー決済での納付を開始しており、税においても今後導入を予定しています。</p> <p>引き続き利便性向上のため、インターネットを活用した行政サービスの拡充を進めていきます。</p>	政策経営部 ICT推進課	<p>電話 03-3439-1511</p> <p>ファクシミリ 03-3439-2541</p>	令和3年12月13日	
けやきネット キャンセル枠の予約	<p>キャンセル枠の予約は12時から受付開始ですが、12時に予約できない方も多いのではないのでしょうか。</p> <p>また、通信速度が速い人に偏って予約が取れていることはないのでしょうか。</p> <p>以前のように、キャンセル枠をすぐに予約できる方が公平感があるような気がします。</p>	<p>キャンセル枠の予約については、従前はキャンセルがあった直後に他の団体が予約できる仕組みとなっていました。特定のグループ間で不正に予約枠を譲渡している状況もあり、より多くの団体にキャンセルの発生を知っていただくよう、キャンセル料発生前の期間（利用日の8日以前）についてはキャンセルのあった翌日の正午に予約枠を開放する運用に変更した経緯があります。</p> <p>なお、けやきネットにアクセスが集中すると画面の展開が遅くなる場合がありますが、画面の展開速度にインターネット回線の通信速度が影響することは基本的にはありません。</p> <p>キャンセル枠の運用のあり方については、現在の運用以前から様々なご意見をいただいています。運用の変更に至った経緯、現在の運用に対してのご意見、システム改修の費用面などを踏まえながら、今後の運用のあり方については慎重に検討します。</p>	地域行政部 地域行政課	<p>電話 03-5432-2251</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3068</p>	令和3年12月13日	

<p>子どもインフルエンザ予防接種助成の申請方法について</p>	<p>申請方法の簡素化を要望します。 現状助成を受けるためには、住所と生年月日を確認できるもの（医療証等）を提示した上、助成券を記入し提出が必要です。 助成券には住所・名前・生年月日・保護者氏名を記入しますが、いずれも医療証提示で確認できる内容ですので、医療証提示のみで助成券提出は不要としていただきたいと思います。 あるいは高齢者のインフルエンザ助成方法と同様に、対象者へ接種予診票を事前配布し予診票を記入して医療機関へ提出すれば助成を受けられるようにできないでしょうか。 自己負担額が異なるとはいえ、小児肺炎等子供の定期接種についても同様の方法なので、可能かと思うのですが。現行のやり方ですと、手書き枚数がとても多く大変です。 子供は1人2回接種が必要なので、子供2人の我が家は助成券を計4枚、さらに予診票にも同じ内容を計4枚、合計8枚書きました。 同じことばかり何度も何度も手書きしなければならぬのは非常に非効率です。子供が多い家庭はさらに手書き枚数が増えます。 もし助成券の提出が必須なのであれば、 ・電子申請 ・世田谷区HPからエクセルフォーマットをダウンロードして記入の上病院へ持参する等の方法に変更していただきたいです。</p>	<p>子どもインフルエンザ予防接種費用助成制度は、接種日当日1～15歳（中3まで）の区民が接種を受ける際、1回につき1,000円が助成されます。 助成券の記入は助成金の交付申請を行うものであり、費用助成をご希望の方には必要な手続きとなっています。 また、子どもインフルエンザは予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ等の定期予防接種とは異なり、希望者が各自で受ける「任意の予防接種」であり、その性質からも対象者への一斉発送は行っていません。 そのため、事前に助成制度をご存知なかった方でも、希望すればその場で費用助成を受けられるよう、指定医療機関に助成券を備え付けるといった形をとっています。 今回頂きました申請方法の簡素化に関するご意見は今後の区施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>世田谷保健所 感染症対策課</p>	<p>電話 03-5432-2437 ファクシミリ 03-5432-3022</p>	<p>令和3年12月20日</p>	
<p>寄附金の使われ方について</p>	<p>ここ数年、少額ながら区の児童養護施設退所者等奨学基金に寄附をしています が、昨年、今年の給付実績を見ると、寄附金総額に対し、実績があまりに少なすぎるように見受けられます。 支援項目は奨学金以外にも住宅支援や食事会等もあるようですが、コロナ禍の今こそ、彼等は経済的に困窮しているはず。何故もっと給付出来ないのか不可解です。 又、本来は児童養護の他に、片親やヤングケアラーのような本当に日々の生活に困窮している人達にも寄附をしたいのですが、そういう項目が無く、民間に委ねているようです。現下の状況は従来の経済環境と違うはず。よって柔軟に対応、予算付も変更し、苦しい人、誰にも苦しさを訴えられない人達に救済の手を伸ばすのが、行政の役目と考えます。</p>	<p>いつも児童養護施設退所者等奨学基金へのご支援を賜り、誠にありがとうございます。 お話のとおり奨学基金に対しては毎年多くのご寄附をいただいています。 こうした中で、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、奨学金の対象経費拡大や給付上限額の見直しなどに取り組んだところで、いただいたご寄附が着実に退所者等の社会的自立に活かされるよう引き続き検討を進めていきます。</p>	<p>子ども・若者部 子ども*児童相談支援課</p>	<p>電話 03-6304-7745 ファクシミリ 03-6304-7786</p>	<p>令和3年12月20日</p>	
<p>支払った国民健康保険料総額の通知</p>	<p>12月に、年末調整を行います。国民健康保険料の支払い総額の通知が届くのが遅いため、年末調整がギリギリとなってしまいます。せめて12月15日頃に届くようお願いいたします。 遅い時は、いつも担当窓口で総額をお聞きしており、担当者の負担となっているのではないのでしょうか。</p>	<p>口座振替で国民健康保険料を納付されている方には、毎年、12月下旬に「口座振替済通知書兼領収書」を送付しています。 口座振替による保険料を社会保険料控除として申告できるのは11月期（振替日11月30日）までとなり、年末調整までに間に合わすご迷惑をおかけしますが、収納状況を確認してからの作業となるため12月下旬の発送となります。 早めに保険料の収納額の確認が必要な場合は、保険料収納課収納係までお電話をいただければ「口座振替済通知書兼領収証書」に代わる証明書を送ります。</p>	<p>保健福祉政策部 保険料収納課</p>	<p>電話 03-5432-2339 ファクシミリ 03-5432-3038</p>	<p>令和3年12月22日</p>	
<p>千歳烏山駅周辺の放置自転車対策</p>	<p>千歳烏山駅から南北に渡る商店街の歩道に放置自転車がたくさん止まっています が、そのせいで歩行者の通行を妨げる場面が多々みられます。 路面店の立て看板がある付近は駐輪されていないようなので、駐輪禁止のバリケードやサインキューブをたくさん設置するなど対策できないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり放置自転車は、歩行者のみならず、車椅子やベビーカーなどの通行の妨げとなるだけでなく、非常時や災害時における救出活動に支障をきたすなど、様々な弊害があります。このため区では、千歳烏山駅を含む区内36駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、定期的に放置自転車の撤去を実施しています。 特に、千歳烏山駅周辺は長年、放置自転車の台数が世田谷区内で最も多く、撤去作業を週に5日以上実施しているところです。放置自転車台数は年々減少傾向ですが、ご指摘の商店街の歩道はまだまだ放置自転車が多数存在しているのも事実です。 ご提案にありましたバリケードやサインキューブをたくさん設置しますと、その横に自転車を放置する人が現れるかもしれません。すると、今よりも歩道が狭くなってしまいます。また、バリケードやサインキューブ自体がかえって歩行者の邪魔になってしまう可能性もあり、現在は実現が難しいと考えています。 自転車は手軽で便利な乗り物である一方で、ルールやマナーが軽視されがちであるため、安全にご利用いただくためには利用者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。 短時間のお買い物の際にも、駐輪場を利用していただく、また駐輪場が無い行先や自転車を利用しなくてもよい場面では利用しない、そんな考えを持っていただけるように、世田谷区から自転車利用者の皆さんにこれからも働きかけていきたいと思っております。 区民の皆さんが住みやすいまちづくりの推進に、今後もご協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>土木部 交通安全自転車課</p>	<p>電話 03-6432-7968 ファクシミリ 03-6432-7996</p>	<p>令和3年12月23日</p>	
<p>給食当番の白衣の共有について</p>	<p>小中学校の給食当番の白衣について、学校から白衣を借りて週末に持ち帰り各家庭で洗濯、アイロンをかけ週明けに次の子に回すというシステムをいい加減やめてください。 9月の分散登校の際は各家庭でエプロンと三角巾を用意していましたが、分散登校が終わってからはまた学校の白衣を使うようになりました。 このコロナ禍でまだそんなやり方なのかと呆れます。 前の週の当番の子がきちんと洗濯をしていなかったり、生乾き（と言うかびしょ濡れ）の状態で翌週回ってきたことや、前の子が持ち帰ったまま学校に返却せず白衣なしで一週間給食当番をしたこともあります。 各家庭で一度用意したものを再度共有のものに戻す意味もわかりません。 なぜこれを機にエプロン持参に切り替えなかったのだろうか疑問に思いました。 基本的には当番の週は各家庭で用意したエプロンと三角巾を持参し、忘れてしまった子には学校の白衣を貸し出して使用後は洗濯アイロンをして返す、というやり方に変えていただきたいです。 各学校に判断を任せるのではなく、区から一斉にそういう方針に変更するよう呼び掛けていただきたいです。</p>	<p>給食当番の白衣については、児童・生徒各人の使用頻度が低いことから、ご家庭への負担とならないよう、教育委員会で用意し、各学校での共有としています。 なお、白衣の共用にご不安があり、ご家庭から代わりに衣類を持参させたい場合について、分散登校の実施にかかわらず、学校へご相談いただいたうえで、持参することは区としても認めています。 感染症への不安等から同様の考えをお持ちの方もいらっしゃるかと思いますので、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2701 ファクシミリ 03-5432-3029</p>	<p>令和3年12月24日</p>	